

○いしかわ子ども総合条例施行規則

平成十九年三月二十二日

規則第九号

改正 平成二十一年三月三十一日規則第一九号

平成二十一年十一月一〇日規則第三九号

平成二十九年三月二三日規則第九号

平成三〇年二月二一日規則第三号

令和三年三月三十一日規則第一七号

令和五年八月四日規則第二七号

いしかわ子ども総合条例施行規則をここに公布する。

いしかわ子ども総合条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号。以下本則において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（フィルタリングサービスを利用しない旨等の申出をする場合に提出する書面の記載事項）

第一条の二 条例第三十四条の二第二項又は第三項の規定による書面の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 書面を提出する保護者の住所、氏名及び電話番号
- 二 役務提供契約（環境整備法第十三条第一項に規定する役務提供契約をいう。）に係る携帯電話端末等の電話番号
- 三 次項又は第三項に規定する理由

2 条例第三十四条の二第二項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

- 一 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 三 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が条例第三十四条第二項に規定するインターネットの利用による有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう、当該青少年の保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を

適切に把握していること。

四 前三号に掲げる理由に準ずるものとして知事が別に定める理由

3 条例第三十四条の二第三項の規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

一 保護者が、自らの判断と責任において、フィルタリング有効化措置を講ずること。

二 前号に掲げる理由に準ずるものとして知事が別に定める理由

(平二一規則三九・追加、平三〇規則三・一部改正)

(書面の保存)

第一条の三 条例第三十四条の二第四項後段の規定による書面(電磁的記録として提出されたものを除く。)の保存は、当該書面に記載された事項を記録した電磁的記録の保存をもって代えることができる。

2 条例第三十四条の二第四項後段の規定による書面の保存期間は、同条第二項若しくは第三項に係る契約が終了し、若しくは解除された日又は当該契約に係る青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

(平三〇規則三・全改)

(特に悪質と認められる場合)

第一条の四 条例第三十四条の二第七項ただし書の規則で定める場合は、違反の程度、回数その他の事情を勘案して、青少年の健全な育成に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。

(平二一規則三九・追加、平三〇規則三・一部改正)

(有害興行の掲示)

第二条 条例第四十一条第六項の規定による掲示の様式は、別記様式第一号によらなければならない。

(平二一規則三九・平三〇規則三・一部改正)

(有害図書等とする図書等)

第三条 条例第四十二条第二項第一号の規則で定めるものは、次のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

イ 大たい部を開いた姿態

ロ 陰部、<sup>でん</sup>臀部又は胸部を誇示した姿態

ハ 愛ぶの姿態

ニ 自慰の姿態

ホ 排せつの姿態

ヘ 緊縛の姿態

二 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

イ 性交、肛門性交、口腔性交若しくはこれらを連想させる行為又は性的な部位(性器、肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。)への接触行為

ロ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条又は第七十七条の規定の違反行為

ハ し虐的等の変態性欲に基づく行為

2 条例第四十二条第二項第二号の規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(平三〇規則三・令五規則二七・一部改正)

(有害図書等の陳列の制限等)

第四条 条例第四十三条第一項の規定による有害図書等の陳列は、次のいずれかの方法によらなければならない。

一 有害図書等を間仕切り等によって仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。

二 有害図書等を有害図書等から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下この号において同じ。)を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。

三 有害図書等を有害図書等以外の図書等を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた位置にある棚又は有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面の棚にまとめて陳列すること。

四 有害図書等を床面から百五十センチメートル以上の高さの位置にその背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。

五 有害図書等を図書等取扱業者又はその従業者が常駐する場所から半径五メートル以内の位置にある店舗内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列すること。

2 条例第四十三条第二項の規定による有害図書等の陳列は、次のいずれかの方法によらなければならない。

一 有害図書等を個別にビニールで包装すること。

二 有害図書等に個別にひもを掛けること。

三 前二号に掲げるもののほか、有害図書等を容易に閲覧することができない状態にすること。

3 条例第四十三条第三項の規定による掲示の様式は、別記様式第二号によらなければならない。

(有害がん具等とする物品)

第五条 条例第四十五条第二項の規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次のいずれかに該当する物品とする。

- 一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有するもの
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- 三 全裸又は半裸の人形（膨張させることにより人形となるものを含む。）

(自動販売機等による販売又は貸付けの届出)

第六条 条例第四十六条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 自動販売機等管理者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所又は営業所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 自動販売機等の設置場所の提供者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 四 自動販売機等の設置場所
- 五 自動販売機等による図書等の販売又は貸付けの予定年月日

2 条例第四十六条第一項の規定による届出は、別記様式第三号による届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 自動販売機等により図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
- 二 自動販売機等管理者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）及び自動販売機等管理者が自動販売機等の管理について委任を受けたことを証する書類
- 三 自動販売機等の設置場所付近の見取図
- 四 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾したことを証する書類

3 条例第四十六条第四項の規定による変更の届出は、別記様式第四号による届出書に変更の事実を証する書類を添えて行わなければならない。

4 条例第四十六条第四項の規定による廃止の届出は、別記様式第五号による届出書により行わなければならない。

(自動販売機等による販売又は貸付けの届出済証)

第七条 条例第四十七条第一項の届出済証の様式は、別記様式第六号によるものとする。

- 2 条例第四十七条第三項の届出済証の再交付の申請は、別記様式第七号による申請書により行わなければならない。

(深夜における興行場等への入場制限)

第八条 条例第五十六条第一項の設備を設けて客に遊技を行わせる営業で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 設備を設けて客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせるもの(個室において行わせるものに限る。)
- 二 設備を設けて客に図書等の閲覧、視聴若しくは聴取又はインターネットの利用を行わせるもの(図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館において行わせるものを除く。)
- 三 ゲームセンター、ビリヤード場、ボウリング場その他これらに類する遊技場又は運動施設において客に遊技又は運動を行わせるもの

- 2 条例第五十六条第二項の規定による掲示の様式は、別記様式第八号によらなければならない。

(証明書の様式)

第九条 条例第五十七条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第九号によるものとする。

(推奨等の申出)

第十条 条例第五十九条第一項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出しなければならない。

- 一 申出をしようとする者の住所、氏名及び職業
- 二 申出の対象とする興行、図書等、広告物又はがん具等の名称及び申出の種類(推奨、指定又は命令の種別及び命令にあっては、その内容)
- 三 申出の対象とする興行又は図書等若しくはがん具等の販売、頒布若しくは貸付け若しくは広告物の表示若しくは頒布を行う場所

四 申出の理由

(身元保証)

第十一条 条例第六十六条第一項の特に自立を支援することが必要であると認めるときは、次のいずれにも該当する場合とする。

- 一 条例第六十五条第一項の自立計画(同項に規定する入所等児童以外の者であって父母又は父母の一方が死亡し、又はその所在が明らかでないもの)にあっては、これに準じて

自ら作成し、その者の住所地を管轄する児童相談所の長の認定を受けたものを含む。以下「自立計画」という。)を策定している場合

二 保護者、親族その他の者が保証人となることができない特別な事情があると認められる場合

三 前二号に掲げる場合のほか、生活の困窮その他の自立を妨げる特別な事情があると認められる場合

2 条例第六十六条第一項第一号の規則で定めるものは、同号の保証を受けた者(以下「被保証者」という。)が同号に規定する雇用主等(以下この条において「雇用主等」という。)に対し与えた財産上の損害(住宅の賃借又は教育を受けることの対価に関する債務の不履行によるものを除く。)であって故意又は重大な過失によるものとする。

3 条例第六十六条第一項の保証(以下単に「保証」という。)を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、別記様式第十号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類にあつては、やむを得ない事情により添えることができないと認められる場合は、この限りでない。

一 自立計画の写し

二 自立計画を策定した入所施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長の保証に関する意見書

三 就職が内定したことを証する書類(申請者が就職しようとする場合に限る。)

四 学校の入学試験に合格したことを証する書類(申請者が就学しようとする場合に限る。)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 知事は、前項の規定による申請に係る保証を承諾したときは、別記様式第十一号により申請者にその旨を通知するものとする。

5 雇用主等は、知事と保証に係る契約(以下「保証契約」という。)を締結しようとするときは、別記様式第十二号による申込書を知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の申込書の提出があつたときは、雇用主等と別記様式第十三号(その一)から別記様式第十三号(その三)までによる保証契約書を作成するものとする。

7 知事は、保証契約を締結したときは、別記様式第十四号により、当該保証契約書の写しを添えて被保証者にその旨を通知するものとする。

8 被保証者は、保証の期間中、かつ、自立計画を策定した日(当該自立計画の見直しを行った場合にあつては、当該見直しを行った日)から一年以内に、自立計画を策定した入所

施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長と相談の上、自立計画の見直しを行い、当該見直し後の自立計画を速やかに知事に提出しなければならない。

9 被保証者は、保証契約の更新を受けようとするときは、保証の期間が満了する日の一月前までに別記様式第十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類にあつては、やむを得ない事情により添えることができないと認められる場合は、この限りでない。

一 自立計画（前項の規定により当該自立計画の見直しを行った場合にあつては、当該見直し後の自立計画。次号において同じ。）の写し

二 自立計画を策定した入所施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長の保証契約の更新に関する意見書

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

10 知事は、前項の規定による申請に係る保証契約の更新を承諾したときは、別記様式第十六号により被保証者にその旨を通知するものとする。

11 第五項から第七項までの規定は、保証契約を更新する場合について準用する。

12 被保証者は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 雇用契約を終了し、若しくは就職先を解雇されたとき、又は職務内容若しくは勤務地が変更されたとき。

三 住宅の賃貸借契約を終了し、又は解除されたとき。

四 学校を退学し、又は除籍されたとき。

13 雇用主等は、第二項に規定する損害の賠償を請求しようとするときは、別記様式第十七号による請求書を知事に提出しなければならない。

14 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、賠償額を決定するものとする。

15 知事は、前項の規定により賠償額を決定したときは、別記様式第十八号により、雇用主等にその旨を通知するものとする。

（平二一規則一九・一部改正）

（地域子育て支援計画の認定）

第十二条 事業者その他の団体は、条例第七十条第一項の規定により地域子育て支援計画の認定を受けようとするときは、別記様式第十九号による申請書に、地域社会において子育て

てをする家庭を支援するための取組について、その目標、内容及び実施時期並びにこれに参加する者を記載した計画書その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請に係る計画が、地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成、環境の整備等に資するものであることその他の知事が別に定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(一般事業主行動計画の内容の充実)

第十二条の二 条例第七十三条第一項に規定する県内一般事業主(次項において「県内一般事業主」という。)は、同条第一項に規定する一般事業主行動計画を策定するに当たっては、次に掲げる事項のうち三以上の事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 休業及び休暇に関すること。
- 二 労働時間及び就業場所に関すること。
- 三 経済的な支援に関すること。
- 四 保育のための施設に関すること。
- 五 情報提供及び相談に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第二条に規定する次世代育成支援対策に関すること。

- 2 県内事業主は、前項の規定により定めた事項に係る質の向上に努めるものとする。

(平二一規則一九・追加)

(地域版食育推進計画等の認定)

第十三条 事業者その他の団体は、条例第七十七条第一項の規定により地域版食育推進計画の認定を受けようとするときは、別記様式第二十号による申請書に、地域において子どもに対する食育を推進するための取組について、その目標、内容及び実施時期並びにこれに参加する者を記載した計画書その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、事業者その他の団体は、第三項の規定による申請を併せて行うことができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請に係る計画が、石川県食育推進計画に照らして適切なものであることその他の知事が別に定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 3 事業者その他の団体は、条例第七十七条第三項の規定により子ども食育応援団の認定を受けようとするときは、別記様式第二十一号による申請書に、地域版食育推進計画に定めた食育を推進するための取組の内容を記載した書類その他知事が必要と認める書類を添



えて知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による申請に係る取組が、地域版食育推進計画に照らして適切なものであることその他の知事が別に定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(証明書の様式)

第十四条 条例第八十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式第二十二号によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項及び第二項並びに第八条第一項第二号及び第三号の規定は、同年七月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 2 この規則(前項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石川県遺児等の身元保証に関する条例施行規則及び石川県青少年健全育成条例施行規則の廃止)

- 3 次に掲げる規則は、廃止する。

一 石川県遺児等の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十一年石川県規則第五十五号)

二 石川県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十四年石川県規則第十号)

(石川県立保育専門学園学則の一部改正)

- 4 石川県立保育専門学園学則(昭和四十三年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

(石川県立総合看護専門学校学則の一部改正)

- 5 石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

(次のよう省略)

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第十九号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十一年十一月十日規則第三十九号)

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十三日規則第九号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則別表第一注2、注3及び注4並びに別表第二の改正規定、第二条（児童福祉法施行細則第一条の二の改正規定及び同規則第十四条の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）を除く。）、第三条並びに第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年二月二十一日規則第三号）

- 1 この規則は、いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第十三号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記様式第二号（以下この項において「旧様式」という。）によりなされている掲示については、なお当分の間、旧様式によることができる。

附 則（令和三年三月三十一日規則第十七号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 3 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年八月四日規則第二十七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第2条関係)

ただいま上映(演)中の興行は、いしかわ子ども総合条例に基づき、青少年に観覧させることが禁止されておりますので、18歳未満の方の入場をお断りします。

備考

- 1 大きさは、縦20センチメートル以上、横45センチメートル以上とすること。
- 2 縦書きにしても差し支えない。

別記様式第2号(第4条関係)

成人向けコーナー

いしかわ子ども総合条例の規定により、18歳未満の方は(買ったり・立ち読みしたり・借りたり)することはできません。

備考

- 1 大きさは、縦20センチメートル以上、横60センチメートル以上とすること。  
ただし、有害図書等の陳列の横幅が60センチメートルに満たない場合は、45センチメートルを下回らない範囲で当該横幅以上の大きさとすることができる。
- 2 ( )内の文言は、選択すること。
- 3 縦書きにしても差し支えない。
- 4 素材及び枚数は、問わない。

別記様式第3号(第6条関係)

年 月 日

石川県知事 様

届出者

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

電話番号

自動販売機 による図書等の 販 売 届出書  
自動貸出機 貸付け

自動販売機 による図書等の 販 売 をしたいので、いしかわ子ども総合条例第46  
自動貸出機 貸付け  
条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

自動販売機等 により図書等の 販売又は貸付け を業として行おう とする者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等 管 理 者	住所(法人にあつては、主たる事務所又は営業所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の 設 置 場 所 の 提 供 者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
自動販売機等の 設 置 場 所	市 町 番地
販売又は貸付けの 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 図書等の販売又は貸付けを業として行おうとする者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
- (2) 自動販売機等管理者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)及び自動販売機等管理者が自動販売機等の管理について委任を受けたことを証する書類
- (3) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
- (4) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾したことを証する書類

別記様式第4号(第6条関係)

年 月 日

石川県知事 様

届出者

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

電話番号

自動販売機  
自動貸出機 に係る届出事項の変更届出書

自動販売機 による図書等の 販売 による届出事項に変更があったので、いしか  
自動貸出機 貸付け わ子ども総合条例第46条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済証の 交付番号	第 一 号
変更事項	
変更内容	新
	旧
変更年月日	年 月 日

備考 この届出書には、変更の事実を証する書類を添付してください。

別記様式第5号(第6条関係)

年 月 日

石川県知事 様

届出者

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

電話番号

自動販売機  
自動貸出機 の廃止届出書

自動販売機 による図書等の 販売  
自動貸出機 貸付け を廃止したので、いしかわ子ども総合条例  
第46条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出済証の 交付番号	第 一 号
廃止年月日	年 月 日

別記様式第6号(第7条関係)

届 出 済 証 第 号	
石 川 県	
自動販売機等 による図書等の 販売又は貸付け を業とする者	住所(主たる事務所の所在地) 氏名(名称) 電話番号
自動販売機等 管 理 者	住所(主たる事務所の所在地) 氏名(名称) 電話番号
自動販売機等 の 設 置 場 所	市 郡 町 番地
届 出 年 月 日	年 月 日

備考 大きさは、縦13センチメートル、横10センチメートルとする。



別記様式第7号(第7条関係)

年 月 日

石川県知事 様

申請者

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

電話番号

届出済証再交付申請書

届出済証が(滅失した  
き損した  
識別が困難となった)ので、いしかわ子ども総合条例第47条第3項の規定

により、次のとおり届出済証の再交付を申請します。

届出済証の 交付番号	第 ー 号
再交付を 申請する理由	

別記様式第8号(第8条関係)

いしかわ子ども総合条例に基づき、午後11時から翌日の午前4時までの間は、青少年を入場させることが禁止されておりますので、18歳未満の方の入場をお断りします。

備考

- 1 大きさは、縦20センチメートル以上、横45センチメートル以上とすること。
- 2 縦書きにしても差し支えない。

別記様式第9号(第9条関係)

(表)

第 号																		
立 入 調 査 員 証																		
<p>次の者は、いしかわ子ども総合条例第57条第1項の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。</p>																		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;">写 真</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 60%;">所 属</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">はり付け</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">知事印</td> <td>職 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>交 付 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>有 効 期 限</td> </tr> </table>	写 真		所 属	はり付け	知事印	職 名			氏 名			生 年 月 日			交 付 年 月 日			有 効 期 限
写 真		所 属																
はり付け	知事印	職 名																
		氏 名																
		生 年 月 日																
		交 付 年 月 日																
		有 効 期 限																
<p>担当区域 ( )</p>																		
石川県知事 <span style="float: right;">印</span>																		

(裏)

いしかわ子ども総合条例(抜粋)
<p>(立入調査等)</p> <p>第57条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、関係人に対し資料の提出を求め、又は当該職員に次に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、若しくは質問させることができる。</p> <p>(1) 興行場等</p> <p>(2) 図書等取扱業者又はがん具等の販売を業とする者が営業を行う場所(自動販売機等を含む。)</p> <p>(3) 広告物を表示し、又は頒布する場所</p> <p>(4) 貸金業者、質屋又は古物商が営業を行う場所</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第10号(第11条関係)

年 月 日

石川県知事 様

申請者  
住所  
氏名

保 証 申 請 書

に就職する  
下記 の者から住宅を賃借する につき、保証を受けたいので、いしかわ子ども  
の者が設置する学校に就学する  
総合条例施行規則第11条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

雇用主(住宅の賃貸人、学校の設置者)  
住所(主たる事務所の所在地)  
氏名(名称及び代表者の氏名)

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 自立計画の写し
- (2) 自立計画を策定した入所施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長の保証に関する意見書
- (3) 就職が内定したことを証する書類(申請者が就職しようとする場合に限り。)
- (4) 学校の入学試験に合格したことを証する書類(申請者が就学しようとする場合に限り。)
- (5) その他知事が必要と認める書類

別記様式第11号(第11条関係)

年 月 日

様

石川県知事



保証承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった保証については、これを承諾したので、いしかわ子ども総合条例施行規則第11条第4項の規定により通知します。

別記様式第12号(第11条関係)

年 月 日

石川県知事 様

雇用主(住宅の賃貸人、学校の設置者)

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

保 証 契 約 締 結 申 込 書

保証契約を締結したいので、いしかわ子ども総合条例施行規則第11条第5項の規定により  
申し込めます。

別記様式第13号(その1)(第11条関係)(雇用主用)

保 証 契 約 書

雇用主 (以下「甲」という。)と石川県(以下「乙」という。)とは、被保証者が甲に与えた損害の賠償に関して、いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)に基づき、次のとおり保証契約を締結する。

第1条 乙は、被保証者がその業務に関して甲に対し、いしかわ子ども総合条例施行規則(平成19年石川県規則第9号)第11条第2項に規定する損害を与えた場合において、被保証者がその賠償をしないとき(被保証者が死亡し、行方不明となり、又は破産手続開始の決定を受けたこと等により無資力若しくはこれに近い状態となった場合において被保証者がその賠償をすることができないときをいい、被保証者が資力があるにもかかわらず、その賠償をしないときを除く。)は、50万円を限度としてこれを賠償する。

第2条 本契約に基づく保証の期間は、本契約の締結の日から 年 月 日までとする。

第3条 乙は、賠償すべき損害の発生の事実があったときから将来に向かって生じた損害については、賠償の責を負わない。

第4条 甲は、被保証者を解雇したとき、又は被保証者の職務内容若しくは勤務地を変更したときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

第5条 甲は、乙に対し、第1条の規定による賠償を請求しようとするときは、乙の定める損害賠償請求書によらなければならない。

第6条 乙は、甲が被保証者の行為により損害を受けたことを知ってから1年又はその行為があった日から2年を経過した後の請求については、賠償の責を負わない。

第7条 乙は、第5条の損害賠償請求書に基づき、実情を調査し、被保証者の監督に関する甲の過失の有無その他の事情を考慮して、賠償額を決定するものとする。

第8条 乙は、次のいずれかに該当する場合は、将来に向かって本契約を解除することができる。

- 一 被保証者の業務上の不適任又は不誠実な行為のため、乙の責任をじゃく起すおそれのあるとき。
- 二 被保証者の職務又は勤務地を変更したため、乙の責任を加重し、又はその監督が著しく困難となったとき。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所(主たる事務所の所在地)  
氏名(名称及び代表者の氏名) 印  
乙 石川県  
石川県知事 印

別記様式第13号(その2)(第11条関係)(住宅の賃貸人用)

保 証 契 約 書

住宅の賃貸人 (以下「甲」という。)と石川県(以下「乙」という。)とは、被保証者 が甲に与えた損害の賠償に関して、いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)に基づき、次のとおり保証契約を締結する。

第1条 乙は、被保証者が甲に対し、いしかわ子ども総合条例施行規則(平成19年石川県規則第9号)第11条第2項に規定する損害を与えた場合において、被保証者がその賠償をしないとき(被保証者が死亡し、行方不明となり、又は破産手続開始の決定を受けたこと等により無資力若しくはこれに近い状態となった場合において被保証者がその賠償をすることができないときをいい、被保証者が資力があるにもかかわらず、その賠償をしないときを除く。)は、50万円を限度としてこれを賠償する。

第2条 本契約に基づく保証の期間は、本契約の締結の日から 年 月 日までとする。

第3条 乙は、賠償すべき損害の発生の事実があったときから将来に向かって生じた損害については、賠償の責を負わない。

第4条 甲は、住宅の賃貸借契約を解除したときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

第5条 甲は、乙に対し、第1条の規定による賠償を請求しようとするときは、乙の定める損害賠償請求書によらなければならない。

第6条 乙は、甲が被保証者の行為により損害を受けたことを知ってから1年又はその行為があった日から2年を経過した後の請求については、賠償の責を負わない。

第7条 乙は、第5条の損害賠償請求書に基づき、実情を調査し、被保証者の監督に関する甲の過失の有無その他の事情を考慮して、賠償額を決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所(主たる事務所の所在地)  
氏名(名称及び代表者の氏名) ⑨  
乙 石川県  
石川県知事 ⑩



別記様式第13号(その3)(第11条関係)(学校の設置者用)

保 証 契 約 書

学校の設置者 (以下「甲」という。)と石川県(以下「乙」という。)とは、被保証者 が甲に与えた損害の賠償に関して、いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)に基づき、次のとおり保証契約を締結する。

第1条 乙は、被保証者が甲に対し、いしかわ子ども総合条例施行規則(平成19年石川県規則第9号)第11条第2項に規定する損害を与えた場合において、被保証者がその賠償をしないとき(被保証者が死亡し、行方不明となり、又は破産手続開始の決定を受けたこと等により無資力若しくはこれに近い状態となった場合において被保証者がその賠償をすることができないときをいい、被保証者が資力があるにもかかわらず、その賠償をしないときを除く。)は、50万円を限度としてこれを賠償する。

第2条 本契約に基づく保証の期間は、本契約の締結の日から 年 月 日までとする。

第3条 乙は、賠償すべき損害の発生の事実があったときから将来に向かって生じた損害については、賠償の責を負わない。

第4条 甲は、被保証者を退学させ、又は除籍したときは、遅滞なくその旨を乙に通知しなければならない。

第5条 甲は、乙に対し、第1条の規定による賠償を請求しようとするときは、乙の定める損害賠償請求書によらなければならない。

第6条 乙は、甲が被保証者の行為により損害を受けたことを知ってから1年又はその行為があった日から2年を経過した後の請求については、賠償の責を負わない。

第7条 乙は、第5条の損害賠償請求書に基づき、実情を調査し、被保証者の監督に関する甲の過失の有無その他の事情を考慮して、賠償額を決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所(主たる事務所の所在地)  
氏名(名称及び代表者の氏名) 印  
乙 石川県  
石川県知事 印

別記様式第14号(第11条関係)

年 月 日

様

石川県知事



保証契約締結通知書

雇用主

別添の保証契約書(写し)のとおり、住宅の賃貸人 学校の設置者 と保証契約を締結したので、い

しかわ子ども総合条例施行規則第11条第7項の規定により通知します。

別記様式第15号(第11条関係)

年 月 日

石川県知事 様

申請者

住所

氏名

保証契約更新申請書

年 月 日締結の保証契約の更新を受けたいので、いしかわ子ども総合条例施行規則第11条第9項の規定により関係書類を添えて申請します。

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 自立計画(当該自立計画の見直しを行った場合にあっては、当該見直し後の自立計画。(2)において同じ。)の写し
- (2) 自立計画を策定した入所施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は自立計画を認定した児童相談所長の保証契約の更新に関する意見書
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記様式第16号(第11条関係)

年 月 日

様

石川県知事

印

保証契約更新承諾通知書

年 月 日付けで申請のあった保証契約の更新については、これを承諾したので、いしかわ子ども総合条例施行規則第11条第10項の規定により通知します。

別記様式第17号(第11条関係)

年 月 日

石川県知事 様

雇用主(住宅の賃貸人、学校の設置者)

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

損 害 賠 償 請 求 書

年 月 日締結の保証契約に基づき、下記のとおり賠償を請求します。

記

1 雇用者(賃借人、学生)

(1) 住所

(2) 氏名

2 損害の内容

(1) 発生年月日

(2) 損害の原因、経過等

(3) 損害額 円

3 賠償請求額 円

備考 この請求書には、損害額及び賠償請求額を証する書類を添付してください。

別記様式第18号(第11条関係)

年 月 日

様

石川県知事



損害賠償額決定通知書

年 月 日付けで請求のあった損害賠償については、下記のとおり賠償額を決定したので、いしかわ子ども総合条例施行規則第11条第15項の規定により通知します。

記

賠償額

円

別記様式第19号(第12条関係)

年 月 日

石川県知事 様

申請者

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

地 域 子 育 て 支 援 計 画 認 定 申 請 書

地域子育て支援計画の認定を受けたいので、いしかわ子ども総合条例施行規則第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 地域社会において子育てをする家庭を支援するための取組について、その目標、内容及び実施時期並びにこれに参加する者を記載した計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類

別記様式第20号(第13条関係)

年 月 日

石川県知事 様

申請者

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

地域版食育推進計画認定申請書

地域版食育推進計画の認定を受けたいので、いしかわ子ども総合条例施行規則第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 地域において子どもに対する食育を推進するための取組について、その目標、内容及び実施時期並びにこれに参加する者を記載した計画書
- (2) その他知事が必要と認める書類



別記様式第21号(第13条関係)

年 月 日

石川県知事 様

申請者

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

子ども食育応援団認定申請書

子ども食育応援団の認定を受けたいので、いしかわ子ども総合条例施行規則第13条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 地域版食育推進計画に定めた食育を推進するための取組の内容を記載した書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

別記様式第22号(第14条関係)

(表)

第	号
<p>権 利 擁 護 委 員 証</p> <p>次の者は、いしかわ子ども総合条例第83条第1項の規定により、入所施設に派遣され、入所児童から意見を聴取することができる者であることを証明する。</p>	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">写 真</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">知事印</div> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;">                 はり付け             </div>	氏 名 生 年 月 日 交 付 年 月 日 有 効 期 限
石川県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

(裏)

<p>いしかわ子ども総合条例(抜粋)</p> <p>(入所児童の権利擁護)</p> <p>第83条 知事は、入所児童の権利を擁護するため必要があると認めるときは、権利擁護委員(弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条若しくは第5条の規定により弁護士となる資格を有する者又は児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者のうちから、知事が任命する者をいう。以下この条において同じ。)を入所施設に派遣し、個別に入所児童から意見を聴取させることができる。</p> <p>2 前項の規定により入所施設に派遣される権利擁護委員は、その身分を示す証明書を携帯し、入所児童又は入所施設の職員その他関係者に提示しなければならない。</p> <p>3・4 略</p>
---

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第1号（第2条関係）

（平21規則39・旧別記様式第1号繰下、平30規則3・旧別記様式第1号の2繰上）

別記様式第2号（第4条関係）

（平30規則3・一部改正）

別記様式第3号（第6条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第4号（第6条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第5号（第6条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第6号（第7条関係）

別記様式第7号（第7条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第8号（第8条関係）

別記様式第9号（第9条関係）

別記様式第10号（第11条関係）

（平21規則19・令3規則17・一部改正）

別記様式第11号（第11条関係）

別記様式第12号（第11条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第13号（その1）（第11条関係）（雇用主用）

別記様式第13号（その2）（第11条関係）（住宅の賃貸人用）

別記様式第13号（その3）（第11条関係）（学校の設置者用）

別記様式第14号（第11条関係）

別記様式第15号（第11条関係）

（平21規則19・令3規則17・一部改正）

別記様式第16号（第11条関係）

別記様式第17号（第11条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第18号（第11条関係）

別記様式第19号（第12条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第20号（第13条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第21号（第13条関係）

（令3規則17・一部改正）

別記様式第22号（第14条関係）

（平29規則9・一部改正）